

令和8年度 第1回

船橋市学区審議会

日時：令和8年7月7日（火）

午前10時00分～

場所：市役所本庁舎7階 教育委員室

(次 第)

1. 開 会

2. 議 事

(1) 「通学区域の追加設定について」(諮問)
に対する答申について

(2) 報告

(3) その他

3. 閉 会

船橋市学区審議会委員名簿

No.	氏 名	性別	選 出 条 項 等	備 考
1	やまき さとこ 八巻 知子	女	市立小学校及び中学校の校長	
2	おおた よしのり 太田 由紀	男	市立小学校及び中学校の校長	
3	おおえ たくみ 大江 巧	男	学 識 経 験 者	
4	さはら まきこ 佐原 摩貴子	女	学 識 経 験 者	
5	かせ たけまさ 加瀬 武正	男	学 識 経 験 者	
6	たくはら ひろし 宅原 寛	男	学 識 経 験 者	
7	はっとり たかゆき 服部 孝行	男	学 識 経 験 者	
8	いがらし まさき 五十嵐 正樹	男	市 職 員	
9	なかむら こういち 中村 浩一	男	市 職 員	
10	はせがわ ゆう 長谷川 右	男	市 職 員	

任期：令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

(写)

船 教 学 第 7 3 5 号
令 和 8 年 7 月 7 日

船橋市学区審議会会長 様

船橋市教育委員会



通学区域の追加設定について（諮問）

通学区域を下記のとおり変更することについて、貴審議会の意見を求めるため諮問いたします。

記

1. 諮問事項

①西海神小学校区

西船4丁目9番「7号」を西海神小学校(行田西小学校を選択できる地域)の通学区域とする。

②葛飾中学校区

西船4丁目9番「7号」を葛飾中学校(海神中学校を選択できる地域)の通学区域とする。

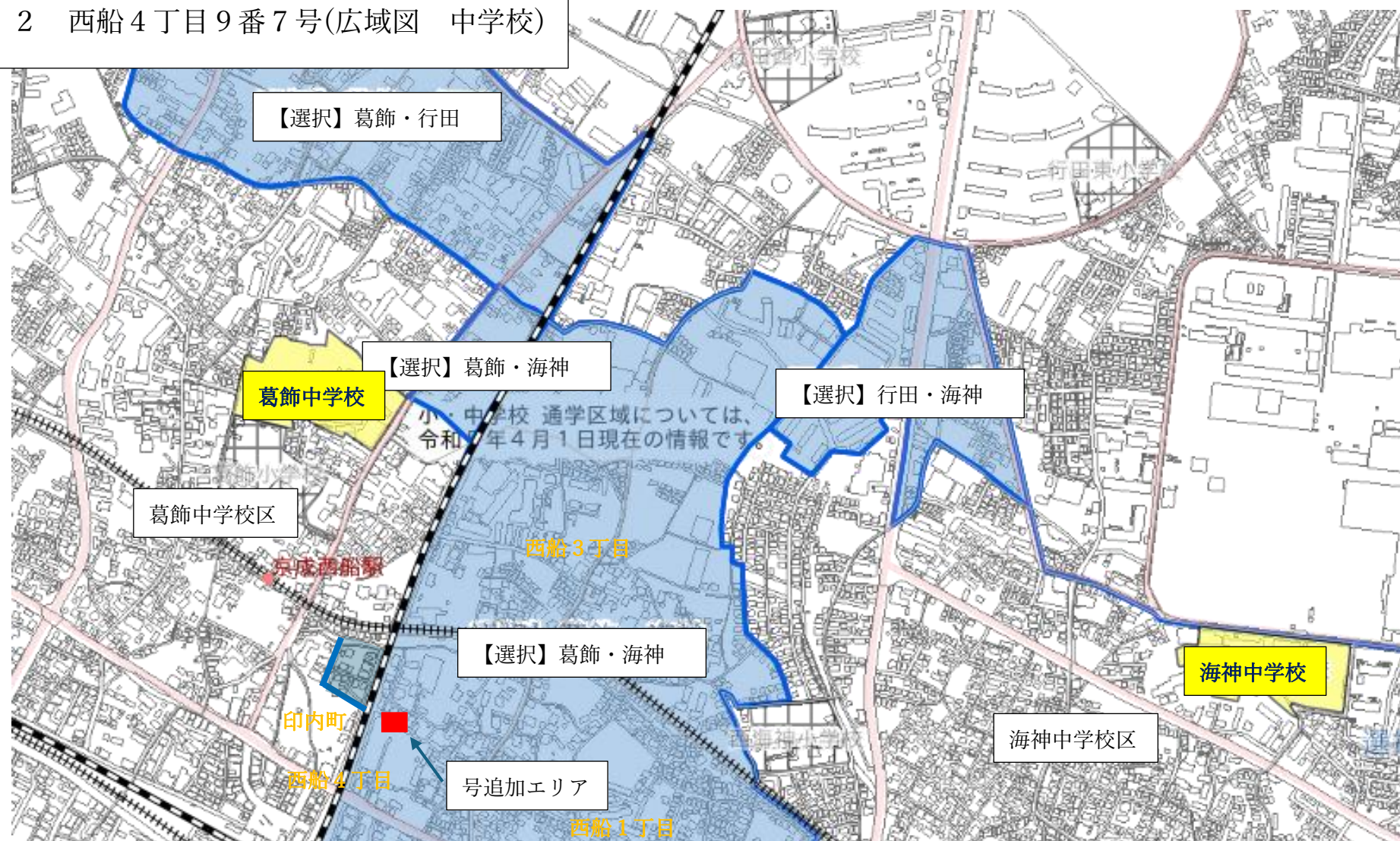
2. 諮問理由

住居表示に即し、規則を整備する必要があるため。

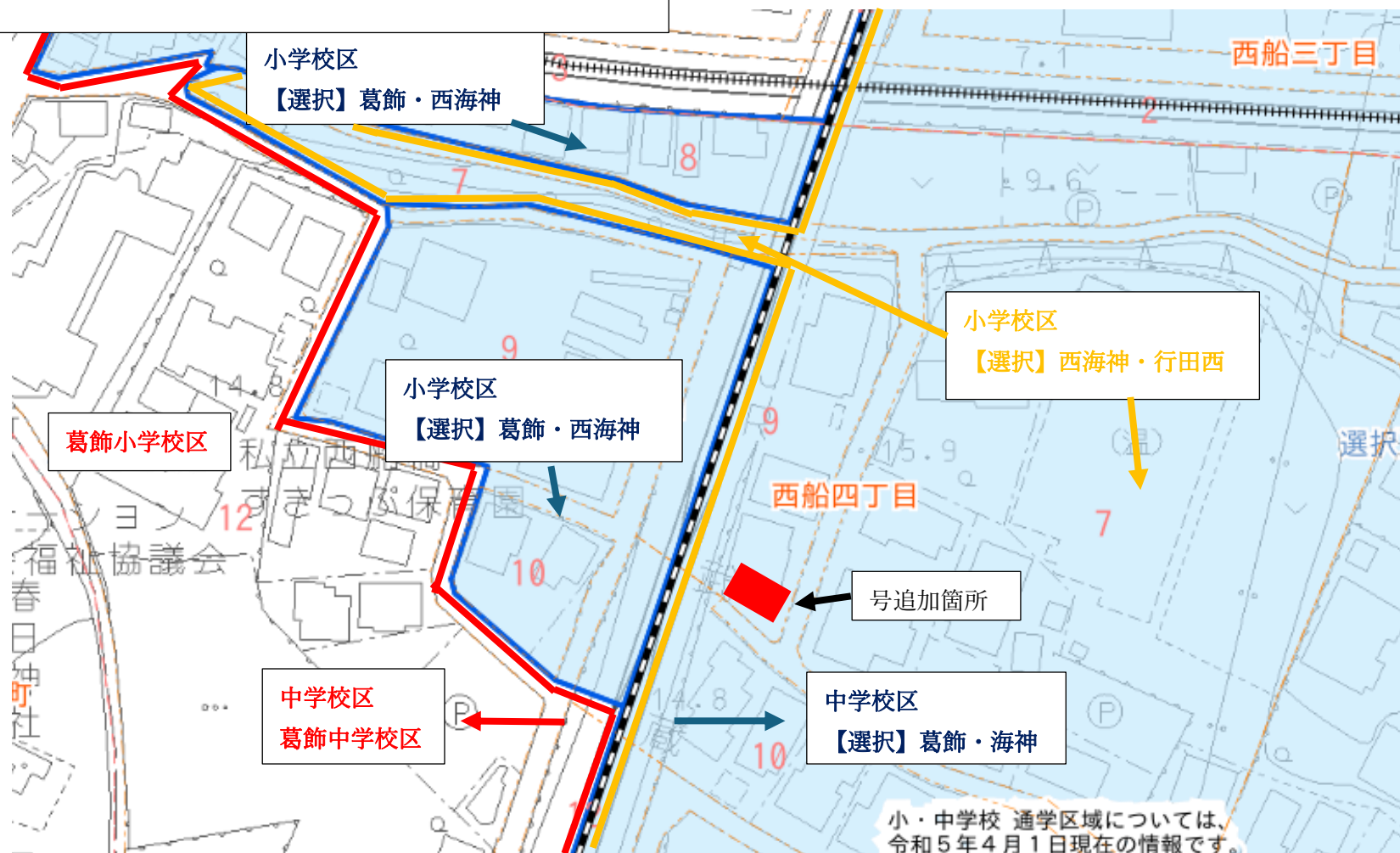
1 西船4丁目9番7号(広域図 小学校)



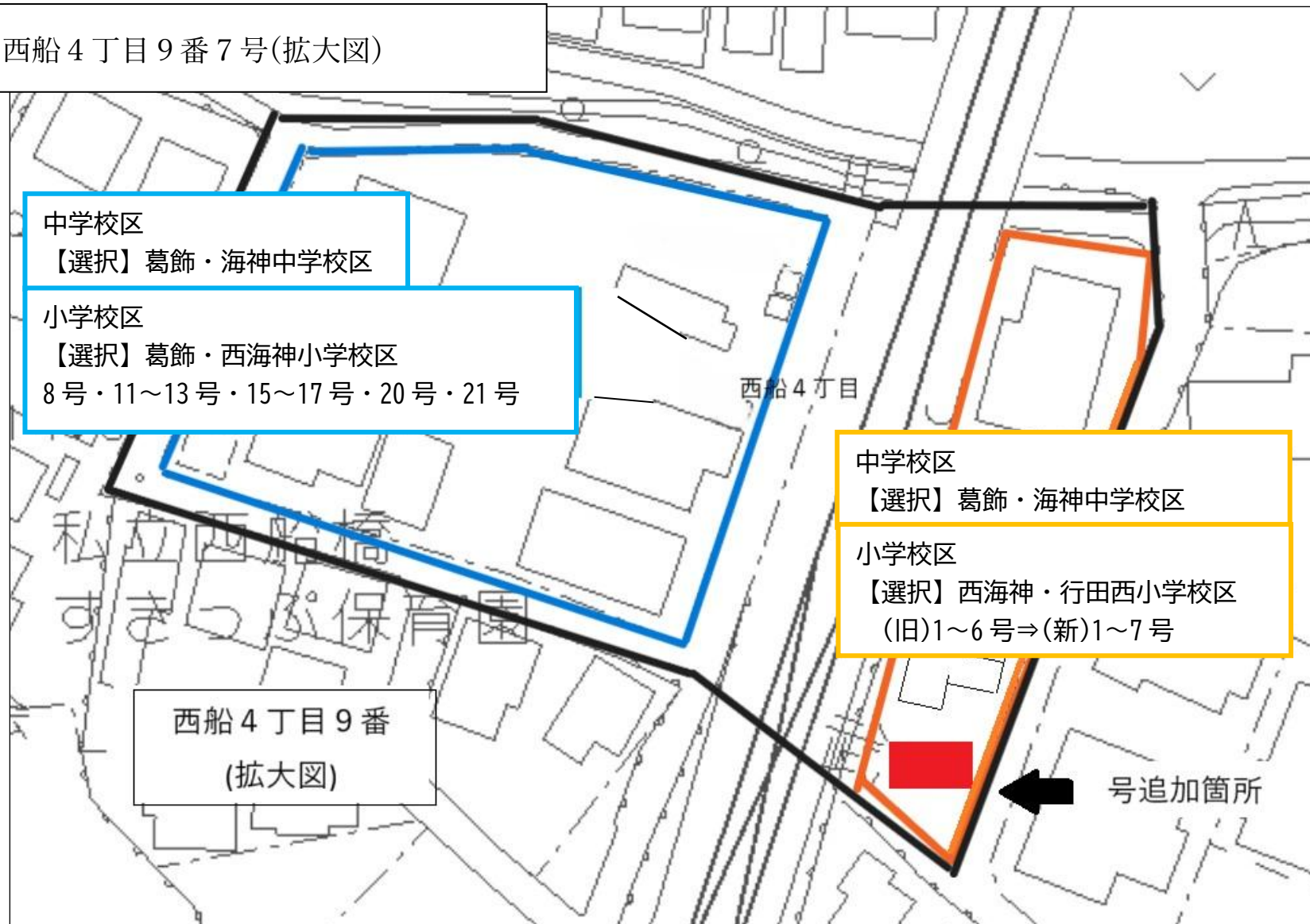
2 西船4丁目9番7号(広域図 中学校)



3 西船4丁目9番7号(小・中学校詳細図)



4 西船4丁目9番7号(拡大図)



令和 8 年施行予定通学区域変更（新旧対照表）

新						現行					
西船ニシフ						西船ニシフ					
街区	丁目	番	号	小学校	中学校	街区	丁目	番	号	小学校	中学校
西船	1丁目	1番	1号～15号	西海神	海神	西船	1丁目	1番	1号～15号	西海神	海神
			16号～33号・35号	《選択》《西海神・行田西》	《選択》《葛飾・海神》				16号～33号・35号	《選択》《西海神・行田西》	《選択》《葛飾・海神》
		2番	6号～12号・14号					2番	6号～12号・14号		
			16号～26号	西海神	海神				16号～26号	西海神	海神
	2丁目	3番～26番	—	《選択》《西海神・行田西》	《選択》《葛飾・海神》		2丁目	3番～26番	—	《選択》《西海神・行田西》	《選択》《葛飾・海神》
		1番～7番	—	西海神	海神			1番～7番	—	西海神	海神
		8番～19番	—	《選択》《西海神・行田西》	《選択》《葛飾・海神》			8番～19番	—	《選択》《西海神・行田西》	《選択》《葛飾・海神》
		20番（一部を除く）	—	西海神	海神			20番（一部を除く）	—	西海神	海神
		20番	グリーンハイツ(1棟～13棟)	《選択》《行田東・西海神》	《選択》《行田・海神》			20番	グリーンハイツ(1棟～13棟)	《選択》《行田東・西海神》	《選択》《行田・海神》
		21番、22番	—	西海神	海神			21番、22番	—	西海神	海神
		23番～31番	—	《選択》《行田東・西海神》	《選択》《行田・海神》			23番～31番	—	《選択》《行田東・西海神》	《選択》《行田・海神》
		32番～35番	—	行田西	行田			32番～35番	—	行田西	行田
	3丁目	1番、2番	—	《選択》《西海神・行田西》	《選択》《葛飾・海神》		3丁目	1番、2番	—	《選択》《西海神・行田西》	《選択》《葛飾・海神》
		3番	1号・2号・4号・11号・16号	葛飾	葛飾			3番	1号・2号・4号・11号・16号	葛飾	葛飾
			18号～21号・23号～25号	《選択》《西海神・行田西》	《選択》《葛飾・海神》				18号～21号・23号～25号	《選択》《西海神・行田西》	《選択》《葛飾・海神》
			31号・34号・35号	葛飾	葛飾				31号・34号・35号	葛飾	葛飾
		4番、5番	—					4番、5番	—		
		6番	1号・2号					6番	1号・2号		
			(地図確認)3号	『またがり』《西海神・行田西・葛飾》	《選択》《葛飾・海神》				(地図確認)3号	『またがり』《西海神・行田西・葛飾》	《選択》《葛飾・海神》
			4号～11号・15号～20号・23号・25号～29号	葛飾	葛飾				4号～11号・15号～20号・23号・25号～29号	葛飾	葛飾
		7番、8番	—	《選択》《西海神・行田西》	《選択》《葛飾・海神》			7番、8番	—	《選択》《西海神・行田西》	《選択》《葛飾・海神》
	4丁目	1番～7番	—				4丁目	1番～7番	—		
		8番	2号					8番	2号		
			8号～15号・18号～20号	《選択》《葛飾・西海神》					8号～15号・18号～20号	《選択》《葛飾・西海神》	
		9番	1号～7号	《選択》《西海神・行田西》				9番	1号～6号	《選択》《西海神・行田西》	
			8号・11号～13号・15号～17号・20号・21号	《選択》《葛飾・西海神》					8号・11号～13号・15号～17号・20号・21号	《選択》《葛飾・西海神》	
		10番	3号・5号～10号	《選択》《西海神・行田西》				10番	3号・5号～10号	《選択》《西海神・行田西》	
			11号・12号	《選択》《葛飾・西海神》					11号・12号	《選択》《葛飾・西海神》	
		11番	—	《選択》《西海神・行田西》				11番	—	《選択》《西海神・行田西》	
		12番～28番	—	葛飾	葛飾			12番～28番	—	葛飾	葛飾
		29番～32番	—	《選択》《西海神・行田西》	《選択》《葛飾・海神》			29番～32番	—	《選択》《西海神・行田西》	《選択》《葛飾・海神》
	5丁目	全域	—	葛飾	葛飾		5丁目	全域	—	葛飾	葛飾
	6丁目	全域	—				6丁目	全域	—		
	7丁目	1番～4番	—				7丁目	1番～4番	—		
		5番～7番	—	《選択》《葛飾・行田西》	《選択》《葛飾・行田》			5番～7番	—	《選択》《葛飾・行田西》	《選択》《葛飾・行田》
		8番～11番	—	葛飾	葛飾			8番～11番	—	葛飾	葛飾

学区審議会の経緯

小・中学校通学区域の適正化を期するため、昭和41年12月に船橋市学区審議会等に関する規則（教育委員会規則第3号）により学区審議委員会が設置された。委員定数は15人以内で、小・中学校長、教育委員会事務局職員、市長事務局職員及び学識経験者で組織されていた。

当時は、都市構造の変化や人口の急激な増加が著しく、これに伴う学校の新設、学区再編成にかかる業務は、教育行政の中心的な課題であった。また、地域住民あるいは教育の主体者である子どもにとっても、学区の問題は重大な関心事となっていた。そこで、通学区域の適正化を慎重に進めるために、教育委員会の諮問機関として、学区審議委員会が設置された。

その後、昭和48年4月に船橋市学区審議会条例（条例第21号）が制定され、学区審議委員会から学区審議会に名称が変更になり、現在に至っている。現在の委員定数は10人以内で、市立小学校及び中学校の校長、学識経験者及び市職員で組織されている。

○船橋市学区審議会条例

昭和 48 年 4 月 1 日

条例第 21 号

船橋市学区審議会条例

(設置)

第 1 条 市立小学校及び中学校の通学区域の設定に関し、必要な事項を調査、審議させるため、船橋市学区審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査、審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 3 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから船橋市教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小学校及び中学校の校長
- (2) 学識経験者
- (3) 市職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

4 委員(第 1 項第 2 号に掲げる委員を除く。)にあっては、委嘱当時の職を離れたとき、臨時委員にあっては、当該特別の事項に関する調査、審議が終了したときに、それぞれ解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第 6 条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。